

令和6年12月13日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 影 山 敬 二
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児 玉 隆	事務部長
建設部長 濱 口 勉	建設部長
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教育長 迫 田 隆 範	教育部長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 明 賀 克 博	次 長 石 田 和 也
議事係長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第101号	(総務常任委員長報告 5 件) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (案) (原案可決)
	議案第102号	三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第110号	工事請負契約の一部変更について (原案可決)
	議案第118号	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	請願第 2 号	自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについて (不採択)
第 2	議案第103号	(教育民生常任委員長報告 8 件) 三次市税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第104号	三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第105号	三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第106号	三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第107号	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第108号	三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて (原案可決)
	議案第109号	動産の買入れの契約について (原案可決)
	陳情第 1 号	児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求めることについて (採択)
第 3	議案第111号	(産業建設常任委員長報告 1 件) 工事請負契約の一部変更について (原案可決)
第 4	議案第112号	(予算決算常任委員長報告 6 件) 令和 6 年度三次市一般会計補正予算 (第 5 号) (案) (原案可決)
	議案第113号	令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案) (原案可決)

	議案第114号	令和6年度三次市診療所特別会計補正予算(第1号)(案)(原案可決)
	議案第115号	令和6年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)(原案可決)
	議案第116号	令和6年度三次市病院事業会計補正予算(第1号)(案)(原案可決)
	議案第117号	令和6年度三次市下水道事業会計補正予算(第1号)(案)(原案可決)
第5	発議第8号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)(原案可決)
第6	発議第9号	核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書(案)(原案可決)
第7	発議第10号	学校給食費の無償化を求める意見書(案)(原案可決)
第8	発議第11号	有害鳥獣被害対策のさらなる推進を求める意見書(案)(原案可決)
第9	発議第12号	三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)

令和6年12月三次市議会定例会議事日程（第6号）

（令和6年12月13日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告 5 件）
	議 101	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）……………332
	議 102	三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………332
	議 110	工事請負契約の一部変更について……………332
	議 118	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）……………332
	請 2	自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについて……………332
第 2		（教育民生常任委員長報告 8 件）
	議 103	三次市税条例の一部を改正する条例（案）……………338
	議 104	三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………338
	議 105	三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）……………338
	議 106	三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………338
	議 107	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………338
	議 108	三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて……………338
	議 109	動産の買入れの契約について……………338
	陳 1	児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求めることについて……………338
第 3		（産業建設常任委員長報告 1 件）
	議 111	工事請負契約の一部変更について……………339
第 4		（予算決算常任委員長報告 6 件）
	議 112	令和 6 年度三次市一般会計補正予算（第 5 号）（案）……………340
	議 113	令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）……………340
	議 114	令和 6 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 1 号）（案）……………340
	議 115	令和 6 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）……………340

	議 116	令和6年度三次市病院事業会計補正予算(第1号)(案) ……340
	議 117	令和6年度三次市下水道事業会計補正予算(第1号)(案) ……340
第 5	発 8	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書 (案) ……342
第 6	発 9	核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書(案) ……343
第 7	発 10	学校給食費の無償化を求める意見書(案) ……345
第 8	発 11	有害鳥獣被害対策のさらなる推進を求める意見書(案) ……346
第 9	発 12	三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(案) ……348



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和6年12月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決等を行います。

ただいまの出席議員数は22人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、掛田議員及び藤岡議員を指名いたします。

ここで、福岡市長から発言をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 改めまして、おはようございます。本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきます。

去る11月29日に開会いたしました本定例会では、15日間にわたり、執行部から提出いたしました18議案につきまして御審議を頂きましてありがとうございます。

さて、市制施行20周年という節目を迎えた本年におきましては、第3次三次市総合計画「みよし未来共創ビジョン」に基づく、まちづくりのスタートの年でありました。6月には市制施行20周年記念式典におきまして、多くの方々に御臨席いただき、改めて地域の一体感を感じるとともに、本市の持続的な発展に向けたスタートの年にふさわしい式典となりました。併せて、7月の東大卒クイズ王、伊沢拓司さんによる講演会のほか、市内の各地域におきましても20周年を祝う様々なイベントなどが開催され、多くの市民の皆様とともに、この記念すべき節目の1年の盛り上げを図ってまいりました。

また、11月には来年3月で全線開通から10周年を迎える中国横断自動車道、尾道松江線の記念式典並びに記念行事が行われました。尾道松江線の全線開通は、企業誘致を始め、大型店舗や宿泊施設の出店、県外からの観光客の増加など、本市に多くの恩恵をもたらしており、今回の10周年を契機として、引き続き、高速道路がクロスする本市の拠点性を生かしたまちづくりに取り組んでまいります。

スポーツの分野におきましては、8月下旬から開催をされたパリ2024パラリンピックにおきましては、3大会連続での出場となった、三和町出身の川本翔大選手が、パラサイクリング競技で4位に入賞にされたほか、10月には三良坂町出身の宗山塁選手が、プロ野球ドラフト会議で1位指名を受け、プロ野球の世界へ羽ばたかれることが決まりました。そして、来週には栗屋町のスポーツジムトレーナー、河野智恵子さんが東京で開催されるボディビルの世界大会に出場されるなど、うれしいニュースが続いております。

また、来年4月の設立を予定しております社会人女子硬式野球チームにつきましては、もと

プロ野球選手の川口憲史さんを監督にお迎えし、チーム名を三次ブラックパールズとすることが決定するなど、着々と設立準備が進んでいるところです。引き続き、市民を始め関係者の皆さんによる力強い御支援と温かい御声援をお願いいたします。

一方、産業・経済分野におきましては、昨年10月から営業を休止しておりました君田温泉森の泉が、8月から新たな事業者により営業を再開し、順調に入浴客をお迎えしております。また、本年3月に「高度デジタル人材の育成と三次市DX推進に関する連携協定」を締結した、株式会社ドリームオンラインが、先般、三良坂町に三次オフィスを開設されたほか、来年2月には、昨年、三良坂産業団地へ立地された株式会社シンセイが、広島営業所・三次物流センターに新たな倉庫を建設されることが決まるなど、このような一連の動きを契機として、地域経済の活性化が図られ、三次の元気づくりにつながることを期待されます。

こうした中、現在、そして将来の市民の皆さんが安心して暮らせるよう、市立三次中央病院の建て替えや、備北地区消防組合の消防本部・三次消防署の移転など、引き続き、市民の皆さんの生活に密着した事業を着実に進め「人と想いがつながり、未来につなぐまち」の実現に取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力を申し上げまして、私からの行政報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 総務常任委員長報告5件

議案第101号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

議案第102号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第110号 工事請負契約の一部変更について

議案第118号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

請願第2号 自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第1、議案第101号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）外3議案及び請願第2号自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについてを一括議題といたします。

議案4件及び請願1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 伊藤芳則君、挙手して発言を求めらる）

○議長（山村恵美子君） 伊藤総務常任委員長。

〔総務常任委員長 伊藤芳則君 登壇〕

○総務常任委員長（伊藤芳則君） おはようございます。総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案4件及び請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月9日に委員会を開催し、議案審査においては担当部長等の出席を求め、また、請願については提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うなど、慎重に審査いたしました。

議案第101号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）外3議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について申し上げます。

議案第118号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）については、給与等の実態の公開により、市民理解を進められたい。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望するものであります。

次に、請願第2号自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについては、審査の結果、不採択とすべきものと決しました。審査に係る経緯について申し上げます。

請願者からの趣旨の説明において、1点目は、住民自治組織との協議で、市が直営としていた樋門の閉鎖が遅れ、住宅を浸水させる水害が発生、住民に被害があっても、タイムラグを理由に仕方がない事案であるという姿勢を貫いていることについて、法制度を守るよう求めるものである。

2点目は、公助には限度があり、主体はあくまで住民自身であるということを明示し、これを共有することが大切であり、防災に関する意識や体制が機能していないという現実に向き合っており、縦割り行政の改善、目的と手段を取り違えないよう求めるものである。

3点目は、災害対策法に規定する市の責務は、災害発生を常に想定し、被害の最小化を図るために災害に備える処置を適切に組み合わせて一体的に講ずること。災害の教訓を踏まえて改善を図ること、水防団等の防災組織の整備をすること及び自主防災組織の充実と住民の自発的な防災活動の促進に努めることであるが、実態は、住民に対して損害を発生させながら、責任を一切否定し、これを正当化するという理不尽な姿勢である。やむを得ず行った刑事告発では、嫌疑不十分の不起訴処分ということになったが、市長の責務、市長の注意義務を果たせないという深刻な実態から目をそらさず、市長が実態を把握した上で、市が持っている防災に関する全ての機能を発揮すべく意思決定をしてほしい。

4点目は、防災対策法に係る市長の責任などに関する、重大で明白な違法行為に対して無効確認の請求を行ったところ、広島高等裁判所からは、行政処分が存在せず訴訟要件を欠き、不適法で却下という判断が下されたが、職員には市の意思を決定し、表示する権限がないことを共有してほしい。

結論としては、防災に関する意識や体制の改善について、これまで市政懇談会、議会報告会、行政チェック市民会議への意見書の提出や、総務省の行政相談なども行ってきたが、限界を感じている。別の視点から判断を求めるべく、刑事告発や行政訴訟も行ったが、前例の壁が厚く改善の入口にも至っていない。災害対策法で示している市の責務、市長の注意義務を果たして

ほしい。権限を明示された市が意思決定をして、有効な行政行為が成立する行為がなされるよう改善を求めている。そして、このことは市民を直接代表する市議会から執行機関に提言してほしいという願いであるといった説明が行われました。

質疑に先立ち、請願書の意味の確認と委員の共通理解のために、私から請願書の4項目について、具体的に何をどうしたらいいとお考えか、また、この請願について地域の方から何かお考えを聞かれていれば伺いたいと説明をお願いしました。

これに対して、請願者からは、縦割りで行政目線の行政行為がなされているという現状を改善してほしいということが趣旨であり、裁判所が行政行為すら存在しないというような意思表示にならない、有効な行政行為がなされるようにしてほしい。肌感覚的に言って自主防災が機能していないので、何とかならないかという一心で改善策を考えている。最終的には市役所の中で、各課がそれぞれの判断をされず、市長の権限を行使していただきたい。住民も自主防災が機能しているとは決して思っていないが、それを一緒に言ってくれる人はいないと思うので、少なくとも自分は思っていることは、機会があれば声を上げ続けたいと思うとの説明がありました。

次に、委員から、瀬谷で樋門の閉鎖が遅れたことについて責任を求めたいということもあるだろうが、今後そういうことがないように気をつけてほしいということなのかとの質疑に対しては、そのとおりののだが、私の立場としては、防災の仕組みというのは瀬谷も19自治組織も一緒だと思うので、三次市全体で取り組んでほしいとの説明がありました。

次に、委員から、この請願について、瀬谷の自治会や自治連などとは協議をされましたかとの質疑に対しては、話はたくさんしたが、こういうことには参加しづらいとの考えから、請願をしたのは私だけであるとの説明がありました。

次に、委員から、請願内容が非常に多岐にわたっているように思うが、総括すると、迅速な防災体制をとってほしいということ、自主防災と行政が緊密な連携をとって防災対策に努めてほしいということでのよいかとの質疑に対しては、自主防災が機能するようにしてほしいということで請願したもので、市長に災害対策法第5条の注意義務を守っていただきたいということであるとの説明がありました。

討論においては、採択に反対の意見として、市長にはその責任を果たすべく、リーダーシップを発揮して、自主防災の確立を果たしてほしいという思いについては大変理解できるものではあるものの、本請願のとおり、市全体の防災行政、自主防災機能に対する願意を認めるということは、特に防災の機能不全実態を認めることとなり、市全体の自主防災組織に対しては適当とは言えないのではないかと。地域特性もあり、災害の種類も多様な本市において、本請願を議会として認めることは適当ではないとの意見が述べられました。採択に賛成の意見はありませんでした。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

○2番（鈴木深由希君） ただいまの委員長報告は、請願第2号の審査に係る経緯について、12月9日、請願者が常任委員会に出席を求められて、請願項目4点に関する質疑に答えられたことを要約された、かなり詳細な委員長報告でありました。最後の討論で、採択に反対の御意見があります。防災の機能不全実態を認めることになると、確かに請願者の発言等にはそういった表現があったんですけど、請願者が委員長の質疑にお答えになっている願意は、あくまでも、令和3年8月13日発生の、瀬谷の水害に関してであります。委員から、樋門の閉鎖が遅れたことについて、今後そういうことがないように気をつけてほしいのかということなのかという質疑に対して、防災の質問に関しては、瀬谷も19自治組織も一緒だと思うので、三次市全体での取組にしてほしいとも言われておりますが、市全体に組織されております自主防災組織を、決して機能不全実態であると言われていたわけではありません。こうした誤解も少し生じているようなんですけど、委員長の御見解をお聞かせください。

（総務常任委員長 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤委員長。

○総務常任委員長（伊藤芳則君） ただいまの質問ですけども、もともとが、請願書の中には地域も何も限定されていないのが1つあります。そういう中での受け止めとしては、全体のものにかかってくるということに、この文書からするととなりますので、市全体の自主防災会に対しては適当ではないという判断をいたしました。そういうことで、採択の賛成はなかったということになります。以上でよろしいでしょうか。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって質疑を終わります。

それでは、討論及び採決を行います。

初めに、質疑のありました請願について討論を行います。なお、討論は反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

それでは、請願第2号を採択することに反対の討論を許します。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

○4番（増田誠宏君） では、請願第2号に対して反対の立場で討論いたします。先ほど委員長報告にもありましたが、請願提出者の説明によると、樋門閉鎖の状況によって浸水事案が発生したこと。それに対して、市長にはその責任を果たすべくリーダーシップを発揮して、防災体制の強化、さらには自主防災のより一層の確立を果たしてほしいという思いについては大変理解するものであります。

しかしながら、本請願の説明において実施組織に責任があるとされています。さらには、請願事項においては「防災の機能不全実態となっている」とされています。これらのことは、当該地域の自主防災組織のみならず、本市全体の自主防災組織に対して適当とは言えません。ま

た、本請願において指摘されている国家賠償法の適用性や行政行為の成立要件の検証は法的判断を含むものでもあります。議会の権限と役割を鑑みて、議会の場ではなく司法の場で解決を図るべき事項と考えます。

以上のことから、本請願を議会として認めることはできないという立場から反対の討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山村恵美子君） 次に、請願第2号を採択することに賛成の討論を許します。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

○2番（鈴木深由希君） 私は請願第2号を採択することに賛成の立場で討論させていただきます。

まず、詳細にまとめてある報告書がありますが、少し補足させていただきたいと思います。

請願の第1項目めの趣旨は、令和3年8月13日、下志和地町瀬谷において大雨洪水警報発令下の豪雨に際して、事前に自治組織は樋門管理者が不在であるということを半年把握しておりました。自治組織が協議と、市が協議して樋門管理を市直営としていたために、樋門の閉鎖が遅れて住宅等を浸水させる被害が発生したというのが請願者の主張であります。しかしながら、市、自治組織どちらも一切の責任を否定して、その後、同じ事案の発生が予想されるにもかかわらず、現在も改善されていないということの検証と是正を求めたものであるということです。

質疑で検証と是正という文言が委員に正しく理解されていないことに気づかれた請願者は、確認と改善というふうにかえられております。また、3項目について、報告書にもありますが、市長が実態を把握した上で、市が持っている防災に関する全ての機能を発揮するよう、また、発揮させるよう意思決定していただくことを求めたということでもあります。また、4項目めの趣旨は、市の意思を決定し、表示をする権限のある人は、市長であることをいま一度共有することを提言してもらいたいのであります。

市議会に事実の調査や法的な判断を求められているものではなく、請願の内容について確認した上で、執行機関に対し改善するよう提言を求めておられます。請願者の表現、発言で主語が明確でなかった等で願意が届きにくかったようではありますが、いま一度、請願項目についての御確認をお願いしたいと思います。

気づきなんですけど、請願者の説明のときに、委員長からかなり多くの質問が投げかけられておりました。十分にお答えになっているとは、私は見えませんでした。できたら、メモがとり切れないのを配慮して、全ての質問に漏らさず答えていただける、何がしかの配慮があったらよかったかなと思います。慎重審査をしていただいていたと思います。しかしながら、もう少し請願者の意が酌めるような質問もしていただけたらと思います。改めて請願者を擁護するわけではありませんが、請願者は、令和3年8月13日発生 of 豪雨災害以降、あまりにも理不尽な対応に諦めることなく、委員長報告にもありましたように、様々な手段で防災に関する意識や体制の改善について行政に訴えてこられました。市に受理されなかった1回目の請願、こうしたことがないと、証拠がないということで、検察で却下されております。1回目の請願につい

ては、体をなしていないという理由だったので、法律のことから勉強し、公文書として扱われる請願書は根拠のあるものでないと思い、請願書の表現をされたようですが、なかなか、思いが反対に作用したようであります。専門的な文言が使われ、また、請願に至るための経過が、しっかり伝えようとしたために、司法に委ねたことも含んだ内容から、大変理解しがたい、具体性に欠けるということの声も上がっておりました。

なぜ、議会に請願を出されたかといいますと、市民に選ばれた、市民を代表する議員の皆さんから行政に提言してもらいたいとの考えだったんです。私たちが一般質問で防災に関して提案していますが、届かないともどかしく思っておられます。水位が上がり、樋門を閉めなくてはと鍵を探し回り、分からず、瓦礫が流れて悔しさを語られます。悲惨な災害現場を目の当たりにし、何日もかけて瓦礫を地域住民と撤去した請願者、自分は被災されていないのに、3年間、熱意を持っていろいろと提言されました。最後の手段と請願を市議会に託された請願者の願意が、議員の皆様にも正しく伝わることを願っております。

私は、共創のまちづくりには、請願者の願意と同じく、まず、大切な命と財産を守るための防災力強化が重要と考える1人であります。このたびの請願は瀬谷地区の問題であります、この請願が皆さんの中に浸透して、市全体での取組に波及することを願っております。

以上で請願第2号に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 請願第2号について、ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって請願第2号の討論を終わります。

これより、請願第2号自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについてを採決いたします。

反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立少数であります。

よって、請願第2号自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについては不採択と決しました。

次に、議案第101号外3議案に関する討論を行います。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第101号外3議案を採決いたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号外3議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告8件

議案第103号 三次市税条例の一部を改正する条例(案)

議案第104号 三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第105号 三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例(案)

議案第106号 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第107号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第108号 三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

議案第109号 動産の買入れの契約について

陳情第1号 児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求めることについて

○議長(山村恵美子君) 日程第2、議案第103号三次市税条例の一部を改正する条例(案)外6議案及び陳情第1号児童生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求めることについてを議題といたします。

議案7件及び陳情1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 新田真一君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 新田教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 新田真一君 登壇]

○教育民生常任委員長(新田真一君) おはようございます。それでは、教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案7件及び陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月10日に委員会を開催し、議案審査においては担当部長等の出席を求め、また、陳情については提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うとともに、所管の担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査いたしました。

議案第103号三次市税条例の一部を改正する条例(案)外6議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、陳情第1号児童生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の

設置を求めることについては、審査の結果、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

陳情の審査に当たって、教育部からは、本市の小・中学校では保健室に生理用品を常備しており、気兼ねなく利用できるようにしている。現在、生理用品を女子トイレに設置している学校はないが、児童生徒が必要に応じて、安心して生理用品を入手できるよう、提供方法や配置場所を工夫するなど、様々な手法を検討し対応していくとの説明がありましたが、提出者からは、今、世界的にもジェンダー平等、女性の権利保障が強く求められている。女性の権利として自由に、当然のこととして使えるような生理用品の設置を強く願うといった意見とともに、健康を促進する取組や、国の「学校の保健室以外にも生理用品の配備も可とし、配布した生理用品の返却を求めない」とする通達、近隣市の先進的な事例における関係者の声、さらには、この取組によって全ての子供たちが安心して学校生活を送れるとする願意に賛同し、全員一致で採択としました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第103号外6議案及び陳情第1号を一括採決いたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。陳情については採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号外6議案及び陳情1件は委員長の報告のとおり可決及び採択されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 産業建設常任委員長報告1件

#### 議案第111号 工事請負契約の一部変更について

○議長（山村恵美子君） 日程第3、議案第111号工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

議案1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 鈴木深由希君 登壇〕

○産業建設常任委員長（鈴木深由希君） おはようございます。産業建設常任委員長報告をいたし

ます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月6日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第111号工事請負契約の一部変更については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

工事の施工に当たっては、引き続き周辺住民の生活環境に十分配慮するよう努められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第111号を採決いたします。

議案1件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告6件

議案第112号 令和6年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）

議案第113号 令和6年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
（案）

議案第114号 令和6年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第115号 令和6年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第116号 令和6年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）

議案第117号 令和6年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第4、議案第112号令和6年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）外5議案を一括議題といたします。

議案6件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 藤岡一弘君 登壇]

○予算決算常任委員長(藤岡一弘君) 皆様、おはようございます。今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月11日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第112号令和6年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)外5議案については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

議案第112号令和6年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)については、委員から修正案の提出があり、その内容は、債務負担行為の追加補正において、十日市小学校等改築事業の限度額3億7,350万円の削除。歳出においては、基本実施設計に係るプロポーザル審査委員謝礼18万3,000円の減額。歳入においては、財政調整基金繰入金18万3,000円を減額するというものでした。修正案に賛成する意見としては、十日市小・中学校の建て替えについて反対するものではないが、現在、三次市立小・中学校の在り方に関する基本方針が議論されている最中であり、素案では、中学校の再配置を優先的に取り組むとされている。まだ方針が示されていない中で、統合先となる可能性がある十日市中学校の建て替えを債務負担行為という手法で事業を開始するという事に疑問を感じる。また、財源である過疎対策事業債についても期限があるが、3か月遅れて事業を開始しても活用できなくなるわけではないので、令和7年度当初予算に計上してしっかりと議論するべきであるとの意見が出されました。

修正案に反対する意見としては、三次市の教育理念から、小・中一貫教育はめざすべき姿であると感じる。特に十日市中学校は老朽化が進んでおり、財政的にも厳しい状況の中で、小学校と中学校を一緒に建て替えることは、市の財政負担が軽減でき、早急に進めるべきと考える。この事業に係る予算を削除することは、執行部が市民に説明してきた事業スケジュールが遅れ、令和10年度中の供用開始に大きな影響が出る事が予想されることから、原案を認め、円滑な事業執行を認めていくべきであるなどが出されました。採決の結果、賛成少数で修正案は否決となり、議案第112号は原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(山村恵美子君) ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略をいたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第112号外5議案を一括採決いたします。

議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号外5議案は可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 発議第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第5、発議第8号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(8番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[8番 山田真一郎君 登壇]

○8番(山田真一郎君) おはようございます。ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は宍戸 稔議員、伊藤芳則議員、弓掛 元議員、藤井憲一郎議員、徳岡真紀議員、中原秀樹議員と、私、山田真一郎でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第8号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)

あらゆる分野において、女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障している女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための最も重要な国際基準であり、法律や規制の中の差別はもちろん、社会習慣・慣行の中の性差別をなくすことを求めている。第34回国連総会で1979年(昭和54年)に採択され、現在189か国が締約国である。

我が国は1985年(昭和60年)に同条約を批准し、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定につながった。

その後、この条約の実効性を強化し、一人一人の女性が抱える問題を解決するため、改めて1999年(平成11年)国連総会で採択されたのが「選択議定書」であり、同条約の実効性を高めるため、国連の女性差別撤廃委員会(CEDAW)への個人通報制度と調査制度を定めたもので、現在までに世界で115か国が批准している。

しかしながら、我が国はいまだに批准していない。

批准すれば、条約上で保障されている権利が侵害されたとき、女性差別撤廃委員会に通報し

て救済を申し立てることが可能となるのが「個人通報制度」（通報者：個人又は集団）であり、委員会は、その内容が、条約上の違反に当たると認定すれば当事国に対して見解を出し、勧告することができる。このことは、その後の国の対応を通じて、女性差別撤廃条約の内容が、確実に私たちの暮らしに届く契機になる。

我が国は、第5次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としているが、すでに20年余り「検討」以上の進展がない。

このような状況の中で、世界経済フォーラムの各国男女間格差を示すジェンダー・ギャップ指数は、初めて公表された2006年（平成18年）以来、世界ランクは下がり続け、2024年は146か国中118位となっている。

このことは、20年近く男女の格差をなくすための有効な策が講じられなかったことを示しており、女性に対する差別は今なお社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在している状況がある。

誰もがお互いを尊重し、生き生きと暮らせる社会を創るため、選択議定書の批准はこの現状を変える重要な第一歩である。日本が「ジェンダー平等後進国」である現状に鑑み、政府及び国会におかれては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）12月13日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第9号 核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第6、発議第9号核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（8番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔8番 山田真一郎君 登壇〕

○8番（山田真一郎君） ただいま御上程となりました発議第9号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は宍戸 稔議員、伊藤芳則議員、弓掛 元議員、藤井憲一郎議員、徳岡真紀議員、中原秀樹議員と、私、山田真一郎でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第9号

#### 核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める 意見書（案）

ウクライナに軍事侵攻したロシアが核兵器の使用をちらつかせるなどの威嚇を行い、人類は、かつてないほどの核の脅威にさらされている。

こうした中、核廃絶を求める世界の声は高まりを見せており、核兵器の開発や保有、使用などを禁止する核兵器禁止条約の締約国は、発効から3年が経過し、73カ国に達した。

日本はこの条約に対し、批准をしていないが、「核廃絶の出口に当たる重要な条約である」と高く評価している。未批准国もオブザーバーとして参加する権利があり、一昨年6月に開かれた核兵器禁止条約の初めての締約国会議には、NATO加盟国であるノルウェー、ドイツなどがオブザーバーとして参加し、昨年11月に開かれた第2回締約国会議には35カ国がオブザーバー参加するなど、国際的な広がりを見せている。唯一の戦争被爆国であり、核保有国と非保有国との橋渡しを目指す日本が、多くの非保有国で構成される締約国会議にオブザーバー参加することにより、非保有国と意思疎通を図り、そのメッセージを核保有国に伝える重要な役割を果たすことができる。

また、締約国の中にはカザフスタンのように過去に核実験が行われた国もあり、こうした国の被爆者への医療支援などに、日本の様々な知見や経験を役立てることもできると考える。

よって、核兵器をめぐる情勢が混迷の様相を呈する今こそ、核廃絶の議論を前に進めるため、来年3月に予定されている次回の締約国会議に日本政府がオブザーバー参加されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）12月13日

三 次 市 議 会

以上であります、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第7、発議第10号学校給食費の無償化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 月橋寿文君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 月橋議員。

〔15番 月橋寿文君 登壇〕

○15番（月橋寿文君） ただいま御上程となりました発議第10号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は重信好範議員、新田真一議員、藤岡一弘議員、増田誠宏議員、國重清隆議員、片岡宏文議員と、私、月橋寿文でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第10号

#### 学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教科学習と並んで学校教育の一環となっている。学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、望ましい食習慣を養うなど、その教育的効果は大きい。

その経費の負担について文部科学省は、学校設置者の判断で保護者の負担軽減を図ることが

可能であるとの見解を示した。自治体によっては子どもの貧困対策はもとより、子育て支援や少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助、または一部補助している。

令和5年4月にこども家庭庁が発足し「こども未来戦略方針」において、学校給食費の無償化に向け、文部科学省による全国ベースでの学校給食の実態調査が行われたが、小中学校の全児童生徒に完全無償化した自治体は547、全体の約30%で、多子世帯などに限る一部無償化を含めると722自治体。約40%という実態であった。

しかしながら、学校給食費の無償化を実施するには大きな財源負担が必要で、本市においても約2億円の恒常的な経費負担となると試算しており、財政力の弱い小規模自治体においては、その財源確保が困難であり、実施に踏み切れていない。同じような状況にある自治体は全国各地に存在すると考えている。

本来、公教育の機会均等の立場からも、居住地域における教育負担の格差を最小限にとどめることは国の務めである。

よって、国においてはこうした状況を鑑み、子どもたちの健やかな成長を保障する学校給食について、国の責任において全ての自治体が学校給食費の無償化を実施できるよう財政処置を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）12月13日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第11号 有害鳥獣被害対策のさらなる推進を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第8、発議第11号有害鳥獣被害対策のさらなる推進を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(22番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 小田議員。

[22番 小田伸次君 登壇]

○22番(小田伸次君) 改めまして、皆さんおはようございます。ただいま御上程となりました発議第11号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、保実 治議員、鈴木深由希議員、横光春市議員、掛田勝彦議員、細美克浩議員、竹田 恵議員と、私、小田伸次でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第11号

##### 有害鳥獣被害対策のさらなる推進を求める意見書(案)

鳥獣被害対策については、これまでも様々な対策を講じてきているが、地球温暖化等による自然環境の変化や社会環境の変化を背景に有害鳥獣の生息域が拡大し、人々の生活圏にまで広がっており、農作物等への被害はもとより、農業の継続においても深刻な状態を招いている。

被害防止のための電気柵や侵入防止柵設置などの対策範囲は広く、資材の高騰、そして、施工費用や維持管理費用が増えることによって、農業所得はさらに減少し、農業従事者の営農意欲の低下を招く要因となっている。

特に、効果的な対策の一つである大規模防護柵が鳥獣被害防止総合支援事業によりその設置が推進されているところであるが、同事業の交付金に対し、財務省は、予算削減を含め抜本的な見直しを求めているとの報道がされている。鳥獣対策の現場に混乱や不安が広がらないよう慎重な対応を行うべきである。

また、狩猟者の高齢化等に伴う人材不足、狩猟免許の取得や狩猟継続に要する経費負担の問題、加えて、銃砲刀剣類所持等取締法に係る厳しい規制の状況も重なり、狩猟者が減少傾向にある。

鳥獣による農作物被害は、農業所得の減少を招き、地域経済に悪影響を及ぼすだけでなく、食糧自給率低下につながる。特に、中山間地域に位置し、過疎高齢化が進む本市では、農業従事者は減少しており、鳥獣被害対策自体が困難となってきた。

以上のことから、国においては、有害鳥獣対策のさらなる推進を図るため、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 有害鳥獣等による農作物等の被害を防止するため、特に中山間地域における鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた、鳥獣害防止施策に対する財政支援をさらに充実すること。
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金について、予算枠の拡大を図るとともに、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認等に係る手続きの簡素化、防護柵の整備に係る要件

の緩和や手続きの簡素化をするなど、行政や地域がより積極的に活用できるよう措置を講ずること。また、鳥獣被害の防止の対策を講じるため、さらなるICTの積極的な利活用に対する財政的支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）12月13日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第12号 三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第9、発議第12号三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

〔16番 藤井憲一郎君 登壇〕

○16番（藤井憲一郎君） ただいま御上程となりました発議第12号三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、新田真一議員、増田誠宏議員、中原秀樹議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員と、私、藤井憲一郎でございます。

本案は、令和7年6月1日施行の改正刑法により、懲役刑、禁錮刑が廃止となり、拘禁刑が創設されることから、懲役刑を罰則に規定する三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一

部を改正しようとするものであります。その内容は、第52条、第53条及び第54条に定める懲役を拘禁刑に改めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会への付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第12号三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

12月10日、ノルウェーにおいて本年のノーベル平和賞授賞式が行われ、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が同賞を受賞されました。

長年にわたり核兵器の廃絶や被爆の実相に対する理解の促進に取り組んでこられた日本被団協がこのような栄誉ある賞を受けられたことは、極めて意義深いこととございます。

「核と人類は共存できない」という信念のもと、この日本被団協の礎を築いた初代表である森瀧市郎さんは本市の君田町出身、また、同協議会の理事長として活動を支えてこられた藤川一人さんは三良坂町の出身であります。この先人の功績を次の世代につないでいくとともに、本市の平和を願う行動が本市を全国的にPRする1つのツールになることも検討する必要があると思っております。

三次市は、平和な世界の実現のために、市が市民の皆様とともに前進していく決意を示すとともに、宣言都市が互いに手を結び合い、国内外の都市に賛同と協力を呼びかける三次市平和非核都市宣言を行っております。

真の恒久平和は人類共通の願望でございます。核兵器廃絶への道筋はまだ見えないままでございますが、これまでの森瀧さん、藤川さんを始めとする日本被団協の活動に敬意を表すると

ともに、また、その遺志を受け継ぐべく市議会としましても市と連携を図りながら、自治体としての役割を果たしてまいりたいと思っております。

来る令和7年、2025年が無意味な紛争が終結し、世界全体に笑顔があふれることを願うとともに、皆さんが健康で幸せな1年となることを祈念いたします。

これにて令和6年12月三次市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時11分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月13日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 掛田 勝彦

会議録署名議員 藤岡 一弘